

社会福祉法人庄清会 役員等報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人庄清会(以下「法人」という。)定款第8条、第21条及び就業規則第40条の規定に基づき、役員(理事及び監事)、評議員及び評議員選任・解任委員会外部委員(以下「役員等」という。)の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等(常勤役員以外の者)については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- (3) 法人の職員を兼務し、職員給与を支給している理事に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しない。

2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額
- (3) 退職手当については、別表3に定める算式により算出される額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する会議出席報酬等の額は、別表4に定める額とする。

2 評議員を除く非常勤役員等が、法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表4の業務報酬を支払うことができる。

(役員等の費用弁償)

第5条 役員等が法人の用務で出張した場合には、別表5により当該出張に要した費用を弁償する。

2 前項に定めるもののほか、その他の事項については、法人職員の出張及び旅費規程を準用する。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬及び賞与の支給等については、職員の給与規程に規定する支給方法、支給日に準じるものとする。

- 2 常勤役員等の退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2か月以内に支給する。ただし、特別の理由があると認められた場合は、理事長が別に定める。
- 3 非常勤役員に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。
- 4 報酬等の支給にあたっては、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があった場合は立替金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者は、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、日割りによって計算する。期間、計算の方法等は職員の給与規程(第8条給与の計算期間)に準じる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じた時には、これを切り捨てるものとする。

(臨時緊急措置)

第9条 法人業務が著しく低迷した場合、その他やむを得ない事由が発生したときは、常勤役員等の月額報酬の減額、あるいは賞与や退職手当の減額や支給しないことがある。

(公表)

第10条 法人はこの規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は平成26年4月1日より施行する。

上記の規定により同日、社会福祉法人庄清会役員報酬規程を廃止する。

この規程は平成28年4月1日より施行する。

上記の規定により同日、社会福祉法人庄清会役員の費用弁償規程を廃止する。

この規程は、平成29年7月1日より施行する。

平成25年4月1日に既に常勤役員であった者の退職手当の算定については、在職年数に算入する。

上記の規定により同日、社会福祉法人庄清会役員・評議員の報酬等規程を廃止する。

別表 1

第 3 条関係（常勤役員 of 報酬）

役職名	報 酬 額（月額）
理 事 長	6 0 0 , 0 0 0 円
業務執行理事	5 5 0 , 0 0 0 円
理 事	5 0 0 , 0 0 0 円

※上記の額を上限とし、理事会で決定する。

別表 2

第 3 条関係（常勤役員 of 賞与）

7 月 of 賞与	報酬月額 × 2 か月分を上限 に職員 of 支給月数に準ずる
1 2 月 of 賞与	

別表 3

第 3 条関係（常勤役員 of 退職手当金算定式）

最終報酬月額 × 在任年数 × 係数

※在任年数は 1 年単位とし、端数は切り捨てる。

※係数 = 0.8 とする。

別表 4

第 4 条関係（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

	日 額
評議員会の出席	15,000円

（2）理事

	日 額
理事会等の出席	15,000円
法人業務のための出勤	15,000円
専門職として法人業務のための出勤	50,000円

（3）監事

	日 額
理事会等の出席	15,000円
監事監査のための出勤	15,000円
専門職として法人業務のための出勤	50,000円

（4）評議員選任・解任委員会 外部委員

	日 額
評議員選任・解任委員会の出席	10,000円

別表 5

第 5 条関係（役員費用弁償）

日 当	宿泊費	旅 費
10,000円	実 費	実 費（グリーン車含む）

※専門職とは医師、弁護士、公認会計士